
応募書類様式等

1 学校名	<h1 style="margin:0;">応募書類</h1> <h2 style="margin:0;">(中)職業相談票 [乙]</h2>	写真貼付
2 氏名 <small>ふりがな</small>	3 性別	4 生年月日 年 月 日 <small>(満 歳)</small>

5 現住所 ふりがな

(郵便番号 -)

6 学業成績	必修教科名	3 学年	選択教科名	3 学年	7 出席状況	学年	欠席日数	主 な 理 由	特 記 事 項
	国 語					1			
社 会					2				
数 学					3				
理 科									
音 楽	8 特別活動				9 総合的な学習の時間			10 特別の教科 道徳	
美 術									
保 健 体 育	8 特別活動				9 総合的な学習の時間			10 特別の教科 道徳	
技 術 ・ 家 庭									
外 国 語	8 特別活動				9 総合的な学習の時間			10 特別の教科 道徳	
〔 〕 段階評価									

11 行動の記録	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況	12 本人のアピールポイント・推薦事由等
	基本的な生活習慣		思いやり・協力		
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護			
自主・自律		勤労・奉仕			
責任感		公正・公平			
創意工夫		公共心・公德心			
本人の特長を示すものに○印を付けるものとする。					

年 月 日 中学校長

(所在地)

(郵便番号) (電話番号)

※安定所記載欄	受 付 番 号
	公共職業安定所

履歴書

令和 年 月 日 現在

写真をはる位置
(30×40mm)

ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年 月 日	生(満 歳)
ふりがな	〒		
現住所			
ふりがな	〒		
連絡先※			

在籍校※	令和 年 月	高等学校卒業見込み 高等学校卒業
------	--------	---------------------

職歴※	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	

(※の欄については、記入上の注意事項を確認すること)

(応募書類 その1)

資格等	取得年月	資格等の名称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
校内外の諸活動※		
志望の動機		・ アピールポイント等※
備考		

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校校長協会の協議により令和6年度改定)

就職承諾書

事業所から学校（生徒）あて内定通知・連絡があった場合は、速やかに生徒へ結果を伝え「承諾するか」生徒及び保護者の意志を確認し、承諾する場合は以下の「就職承諾書」を事業所へ提出し承諾の意思を伝えて下さい。

なお、事業所は「承諾書以外の書類」を入社日までは、学校（生徒）に対して提出を求めない（ただし、入社日以前に真に必要な書類・写真を除く）と申し合わせで取り決めておりますので、ご注意ください。

(別 添)

就 職 承 諾 書

令和 年 月 日

様

学 校 名

本人 現住所

氏 名 印

このたび、貴社より採用内定通知書をいただきましたので、卒業のうへは就職することを承諾いたします。

なお、卒業時の健康状態等が採用選考時と著しく異なり、貴社の勤務にたえられないと診断された場合は、学校を含めた三者で協議させていただきます。

(九州地区高等学校進路指導研究協議会統一用紙)

〈参考〉一般求職者

《問題の多い社用紙・エントリーシート等》

社用紙（企業独自作成の履歴書等）やインターネット求人で見られるエントリーシート、さらには面接時の事前質問用紙などにおいて、本籍・出身地、家族状況、住居状況等や思想、生活信条、宗教等の就職差別につながるおそれのある質問項目が設けられている問題事象例が数多く報告されています。

履歴書等の応募書類をはじめ、応募・選考段階で求める様々な関係書類において、こうした質問項目を設けることのないようお願いします。

◆「国籍・本籍・出生地・帰省先」

日本の社会において、人を雇う際に本籍を調べる習慣は、資本主義発展段階の初期においてでき上がったものと思われます。以来、大正、昭和とこのような人事の習慣は踏襲され、現在においても依然として同和関係者等に対する就職差別に大きな影響を与えていることを認識しなければなりません。

◆「自宅付近の略図」

会社側では、通勤経路の把握とか、採用後何かあったときの連絡等のためとしていますが、いずれも採否が決められ入社してから必要に応じて把握すればよいことで、選考段階では必要ありません。

◆「家族関係」（職業、収入、住居状況・環境等）

家族の職業については、「金銭を扱う仕事についてもらうので、親の職業がしっかりしたものでなければ」あるいは「同業者の子弟は、企業防衛上困る」といったことがよく言われます。これらを理由として家族の職業を聞き出すことは就職差別につながるおそれがあり、また、「親がこうだったから子もこうだ」といった考え方は、個人としての人権を尊重しようとしにくい考え方であると言えます。

また、母子・父子家庭等の場合「健全な家族とは言えない」等の理由で採用選考から排除される事例もあり、家族の収入や住居状況・環境についても、同様のことが言えます。

◆「宗教」「支持政党」「尊敬する人物」「愛読書」

これらは、憲法で保障された個人の自由権に属する事項であり、これらを採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことであり厳に慎むべきことです。